

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の日曜日)

## 目次

◇告 示 休猟区の設定(造林課)  
銃猟禁止区域の設定(〃)

## 告 示

### 鳥取県告示第九百七十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
五本松 休猟区	気高郡気高町大字飯里地内の町道飯里鹿野線と県道鷲峰気高線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、主要地方道鳥取鹿野倉吉線に至り、同主要地方道を南西及び西方に進み、三朝町と鹿野町との境界に至り、同境界を東方及び北方に進み、三朝町と青谷町との境界に至り、同境界を北西に進み、県道俵原青谷線に至り、同県道を北東に進み、町道白髪山仏教寺線に至り、同町道を東方に進み、町道河原飯里線に至り、同町道を東方に進み、町道飯里鹿野線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和六十三年十一月一日から 昭和六十六年十月三十一日まで	一、二七六 ヘクタール
雁津 休猟区	鳥取市松原地内の主要地方道鳥取鹿野倉吉線と県道矢矯松原線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、県道妙徳寺鹿野線に至り、同県道を南西及び西方に進み、鹿野町大字法楽寺地内の町道雲龍寺線の終点に至り、同点から同点の北西にある同町道と町道紺屋町線との交点に直線に至り、同点から町道紺屋町線を北西、北方及び北東に進み、主要地方道鳥取鹿野倉吉線に至り、同主要地方道を北方及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和六十三年十一月一日から 昭和六十六年十月三十一日まで	一、四九九 ヘクタール
猫山 休猟区	八頭郡家町大字大坪地内の主要地方道郡家国府線と県道大坪準停車場線との	昭和六十三年十一月一日から	一、九六〇 ヘクタール

赤波 休猟区	大炊 休猟区	
八頭郡用瀬町大字鷹狩地内の県道鷹狩船岡線と国道五十三号との交点を起点	八頭郡若桜町大字大炊地内の国道二十九号と主要地方道村岡若桜線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を東方及び北東に進み、尾出見谷に至り、同谷を南東に進み、国有林鳥取事業区氷ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を西方、北西、北方、南方及び東方に進み、同事業区小舟山国有林と民有林との境界に至り、同境界を南方及び東方に進み、同町大字中原と同町大字小船との境界に至り、同境界を南西に進み、同町大字中原と同町大字大野との境界に至り、同境界を南西及び南方に進み、国道二十九号に至り、同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	交点を起点とし、同所から同主要地方道を東方に進み、県道麻生国府線に至り、同県道を南東に進み、町道野町線に至り、同町道を南方及び南東に進み、林道野町大平線に至り、同林道を南方に進み、民有林鳥取森林計画区の郡家町に係る八十三林班と八十四林班との境界に至り、同境界を南方に進み、郡家町と八東町との境界に至り、同境界を西方に進み、国道二十九号に至り、同国道を北西に進み、町道山崎線に至り、同町道を北東に進み、県道大坪俣停車場線に至り、同県道を北東、北西及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
昭和六十三年十一月一日から	昭和六十三年十一月一日から 昭和六十六年十月三十一日まで	昭和六十六年十月三十一日まで
一、四七五 ヘクター	一、九七〇 ヘクター	
西鴨 休猟区	坂本 休猟区	
倉吉市西倉吉地内の主要地方道倉吉赤崎中山線と国道三百十三号との交点を起点とし、同所から同国道を南西に進み、	東伯郡東郷町大字別所地内の主要地方道三朝東郷線と林道浪人越線との交点を起点とし、同所から同林道を東方に進み、終点に至り、同点から同点の東方にある町道麻畑線の終点に直線に至り、同点から同町道を北東に進み、県道鉢伏田畑線に至り、同県道を南東に進み、東伯郡と気高郡との境界に至り、同境界を南方及び東方に進み、鳥取県乳牛育成牧場の牧道に至り、同牧道を南方に進み、町道依原小畑線に至り、同町道を東方及び南方に進み、主要地方道鳥取鹿野倉吉線に至り、同主要地方道を西方に進み、主要地方道三朝東郷線に至り、同主要地方道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	とし、同所から同国道を南方に進み、主要地方道江府中和用瀬線に至り、同主要地方道を西方に進み、用瀬町と佐治村との境界に至り、同境界を北方に進み、用瀬町と河原町との境界に至り、同境界を東方に進み、用瀬町と船岡町との境界に至り、同境界を南東、南方及び東方に進み、用瀬町と智頭町との境界に至り、同境界を南西に進み、主要地方道智頭船岡線に至り、同主要地方道を北方及び北西に進み、県道鷹狩船岡線に至り、同県道を西方及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
昭和六十三年十一月一日から	昭和六十三年十一月一日から 昭和六十六年十月三十一日まで	昭和六十六年十月三十一日まで
一、〇二一 ヘクター	一、九六九 ヘクター	

<p>名和 休猟区</p>	<p>県道加茂御来屋線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み、町道神田旧奈和線に至り、同町道を南西及び北西に進み、県道旧奈和西坪線に至り、同県道を北西に進み、大山第一広域農道に至り、同広域農道を南西に進み、県道豊房名和線に至り、同県道を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同鉄道を北東及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>主要地方道倉吉江府溝口線に至り、同主要地方道を南西に進み、県道下見関金線に至り、同県道を北方、南西及び北東に進み、上大立横田線に至り、同県道を北東に進み、主要地方道倉吉赤崎中山線に至り、同主要地方道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和六十六年十月三十一日まで</p>	<p>一、三〇〇 ヘクタール</p>
<p>大河原 休猟区</p>	<p>日野郡江府町と同郡溝口町との境界と同郡江府町と西伯郡大山町との境界との交点を起点とし、同所から江府町と大山町との境界を南東に進み、主要地方道倉吉江府溝口線に至り、同主要地方道を南方に進み、県道如来原御机線に至り、同県道を南方に進み、大山第二広域農園地農道に至り、同農道を西方に進み、県道金屋谷江府線に至り、同県道を西方に進み、江府町と溝口町との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和六十三年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十三年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで</p>	<p>一、一六〇 ヘクタール</p>

  

<p>上菅 休猟区</p>	<p>折渡 休猟区</p>	<p>日野郡日野町黒坂地内の県道上石見黒坂停車場線と日野川との交点を起点とし、同所から同県道を南方に進み、日野町と日南町との境界に至り、同境界を南西及び西方に進み、日野川に至り、同川の右岸を北方及び北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>日野郡日南町折渡地内の主要地方道阿毘縁菅沢線と県道多里伯太線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東及び南東に進み、町道古市佐木谷線に至り、同町道を南方に進み、町道佐木谷虫尾線に至り、同町道を南西及び北西に進み、県道多里伯太線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和六十三年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで</p>	<p>昭和六十三年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで</p>	<p>一、五三五 ヘクタール</p>	<p>一、一三〇 ヘクタール</p>
-------------------	-------------------	--	--	------------------------------------	------------------------------------	------------------------	------------------------

鳥取県告示第九百七十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
鳥取銃 猟禁止 区域	<p>鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線の丸山橋東詰を起点とし、同所から同県道を南西に進み、国道九号に至り、同国道を南西及び西方に進み、鳥取市伏野地内の溝川橋西詰に至り、同橋から溝川の左岸を北方に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、福部村岩戸地内の塩見川に至り、同川の左岸を南方に進み、国道九号に至り、同国道を南西に進み、村道湯山海士線に至り、同村道を西方に進み、国道九号に至り、同国道を南西に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西及び南東に進み、市道覚寺十六号線に至り、同市道を南東に進み、県道一本松覚寺線に至り、同県道を東方に進み、鳥取市覚寺地内の背谷入口に至り、同谷を南東に進み、高野山頂(一八八メートル)に至り、同山頂より高野山稜線を南東に進み、鳥取事業区旧城山国有林の石標三百五十号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南西に進み、同国有林の石標三百七十九号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南方に進み、同国有林の石標三百九十四号に至り、同石標から山林と耕地との境界を北西に進み、八幡池堤防の東端点に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端点に至り、同点から山林と宅地との境界を南西に進み、市道湯所村五号線に至り、同市道を西方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を南西に進み、起点</p>	<p>昭和六十三年十一月一日から 昭和七十三年十月三十一日まで</p>	<p>二、六八四 ヘクタール</p>
扇ノ山 銃猟禁 止区域	<p>至る線に囲まれた一円の地域</p> <p>岩美郡国府町大字山崎地内の主要地方道国府八東線と山崎部落墓地北方の山道との交点を起点とし、同所から同山道を北方、東方及び北東に進み、鳥取地域森林計画の国府町に係る六十九林班と七十五林班との境界に至り、同境界を東方及び北西に進み、谷尾川に至り、同川の左岸を北東に進み、県道上地栃本線に至り、同県道を北方、西方及び東方に進み、町道大石一号線に至り、同町道を南東に進み、大石川に至り、同川の左岸を南東に進み、鳥取地域森林計画の国府町に係る百十三林班と百十四林班との境界に至り、同境界を南方に進み、山道(通称扇ノ山登山道)に至り、同山道を西方に進み、農道菅野葛平線に至り、同農道を北西に進み、町道菅野一号線に至り、同町道を北西に進み、県道上地栃本線に至り、同県道を南方に進み、主要地方道国府八東線に至り、同主要地方道を南西及び西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和六十三年十一月一日から 昭和七十三年十月三十一日まで</p>	<p>四〇九 ヘクタール</p>
大山銃 猟禁止 区域	<p>西伯郡岸本町小林字五反田原七一一、七一一及び七一一から七一九まで、字頭ナン原八一一及び八一七から八一十一まで、字頭ナン一〇、一〇一二、一一、一一一一、一四、一七一二、一八及び一九、字堤谿六七六一一及び六七六一一二から四二二まで、字五反田二〇、二一一一から二一一三まで及び二二、字向南原六</p>	<p>昭和六十三年十一月一日から 昭和七十三年十月三十一日まで</p>	<p>七八 ヘクタール</p>

<p>区域 獵禁止 下流銃 佐陀川</p>	
<p>西伯郡淀江町道亀甲佐陀線の佐陀橋から佐陀川河口までの佐陀川河川区域のうち両岸の堤防の裏側法肩の間の地域</p>	<p>五四一から六五四四五まで及び六六〇一六から六六〇一一一まで、字南原六九八一、六九八二三から六九八四五まで、七〇四一から七〇四七まで、七〇五二三から七〇五五まで及び七二一一二並びに字南原上六九一一一及び六九一一三から六九一一五八まで並びに日野郡溝口町金屋谷字水無原四一三、四一四、四一三、四一七から四一四三まで、四一四五、四一四八から四一五一一まで、一六八一から一六八一五五まで、一六八五一一、一六八五一一、一六八六一、一六八六二、一六八七、一六八八、一六八九一から一六八九一一九まで、一六九一一三及び一六九一一四並びに字殿原の一六九二一一から一六九二二七まで（通称大山ゴルフ場及びアイノピア団地）</p>
<p>昭和七十三年十月一日から昭和七十年十月三十一日まで</p>	
<p>一五 ヘクタール</p>	